

- 都道府県知事は、前条の申請を理由がないと認めるときは、その旨を申請人に通知しなければならない。

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項第一号ニまたは同項第二号ニの期間内に同項第一号ニまたは同項第二号ニの申出書の提出があった場合には、申出書の各一通を第十九条の申請をした者に交付しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項第一号ニまたは同項第二号ニの期間内に同項第一号ニまたは同項第二号ニの申出書の提出がなかつた場合には、供託書正本および取りもどしを承認する旨の証明書を第十九条の申請をした者に交付しなければならない。前条第一項第一号ニまたは同項第二号ニの申出書の提出があつた場合において、その申出に係る法第二十二条の権利が存在しないこと、または消滅したことなどを証する書面を第十九条の申請をした者が提出したときも、同様とする。

第二十二条 法第二十九条の規定により保証金の取戻しをしようとする者は、供託規則第二十二条に規定する供託物払渡請求書に、前条の規定により交付を受けた証明書を添えて、これを供託所に提出しなければならない。

(条例等に係る規定の適用除外)

第二十三条 第十三条の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二四年三月三一日法務省・通商産業省令第一号)

この省令は、平成六年九月二六日法務省・通商産業省令第一号)

この省令は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年三月一六日法務省・通商産業省令第一号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

この省令の施行前にされた水洗炭業に関する法律第二十三条第一項の規定による権利の実行の申立てに係る同条第三項の意見の聴取に関する手続については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年一月一〇日法務省・通商産業省令第一号)

この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二五日法務省・通商産業省令第一号)

(施行期日)

第一条 (この省令は、公布の日から施行する。)
(経過措置)

第二条 (この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則 (令和四年七月二九日法務省・通商産業省令第一号)
この省令は、令和四年九月一日から施行する。)

様式第1 (昭34法省通産令1・全改、令2法省経産令1・一部改正)

申立書

年月日

都道府県知事 殿

申立人の住所

氏名または名称

水洗旅業に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり
権利の実行の申立ていたします。

記

- 1 申立てに係る水洗旅業者の事業を行う場所
- 2 賠償義務者の登録番号および氏名または名称
- 3 損害の事実ならびにその発生の場所および時期
- 4 要求しようとする賠償額およびその内訳
- 5 その他参考となる事項

様式第2 (昭34法省通産令1・全改、令2法省経産令1・一部改正)

申出書

年月日

都道府県知事 殿

申出人の住所

氏名または名称

水洗炭業に関する法律^{第24条第1項}の規定により下記のとおり
権利の申出をいたします。

記

- 1 申立に係る水洗炭業者の事業を行う場所
- 2 賠償義務者の登録番号および氏名または名称
- 3 損害の事実ならびにその発生の場所および時期
- 4 要求しようとする賠償額およびその内訳
- 5 その他参考となる事項

様式第3 (昭34法省通産令1・全改、令2法省経産令1・一部改正)

通 知 書

年 月 日

都道府県知事 殿

債権者の住所
氏名または名称

年 月 日

住所
何 某 殿

都道府県知事

印

下記のとおり供託金の払渡を受けたから水洗炭業者保証金規則
第16条第1項の規定により通知します。

記

- 1 払渡を受けた金額
- 2 払渡を受けた年月日
- 3 債権額
- 4 債権発生の原因たる事実
- 5 供託年月日
- 6 供託番号
- 7 供託金額
- 8 供託者の住所氏名または名称

9 供託所の表示

上記のとおり、供託金の払渡しがあつたためあなたの保証金に
金 円の不足を生じたから、この通知書を受けとった日から
14日以内に上記に表示された供託所に不足額を供託されたい。